

# 就労移行支援事業所における取組

社会福祉法人あげお福祉会  
大久保 圭子



# 就労支援施策の対象となる障害者数

障害者総数約**1,165万人**(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約**487万人**(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への  
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約**29.6%** 就労系障害福祉サービスの利用が約**33.3%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約2.7万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

## 障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約**3.6万人**
  - ・就労継続支援A型 約**9.0万人**
  - ・就労継続支援B型 約**35.3万人**
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス  
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍
18,599人/ R2	14.4倍
21,380人/ R3	16.6倍
24,426人/ R4	19.0倍
<b>26,586人/ R5</b>	<b>20.6倍</b>

## 企業等

雇用者数

約**67.7万人**

(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業

※身体、知的、精神の  
手帳所持者

ハローワークからの  
紹介就職件数

**110,756件**

※A型:29,081件

(令和5年度)

12,809人/年  
(うち就労系障害福祉サービス **6,881人**)

就職

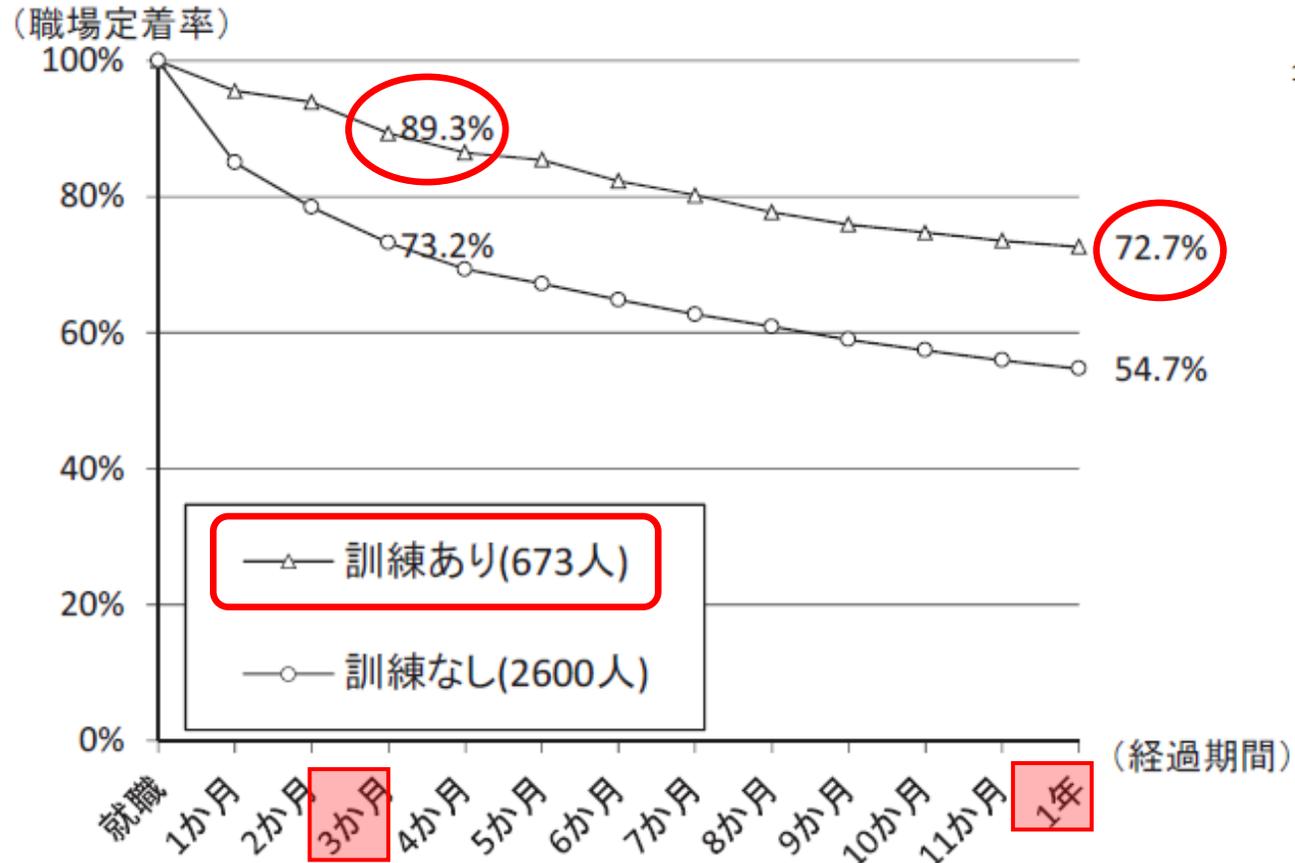
639人/年

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

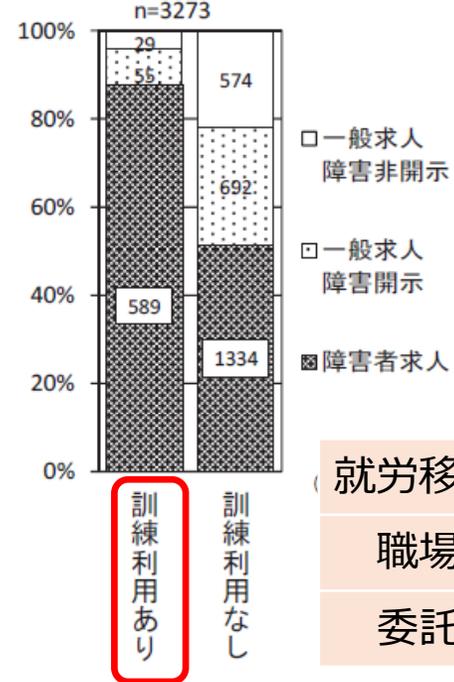
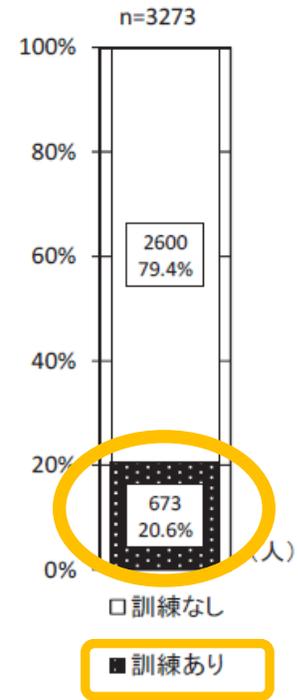
就職 **6,115人/年**

# 就労訓練の効果



注：障害別のログランク検定において有意差は、全ての障害でみられた。

図表1-4-1 就職前の訓練の利用別にみた職場定着率の推移と構成割合



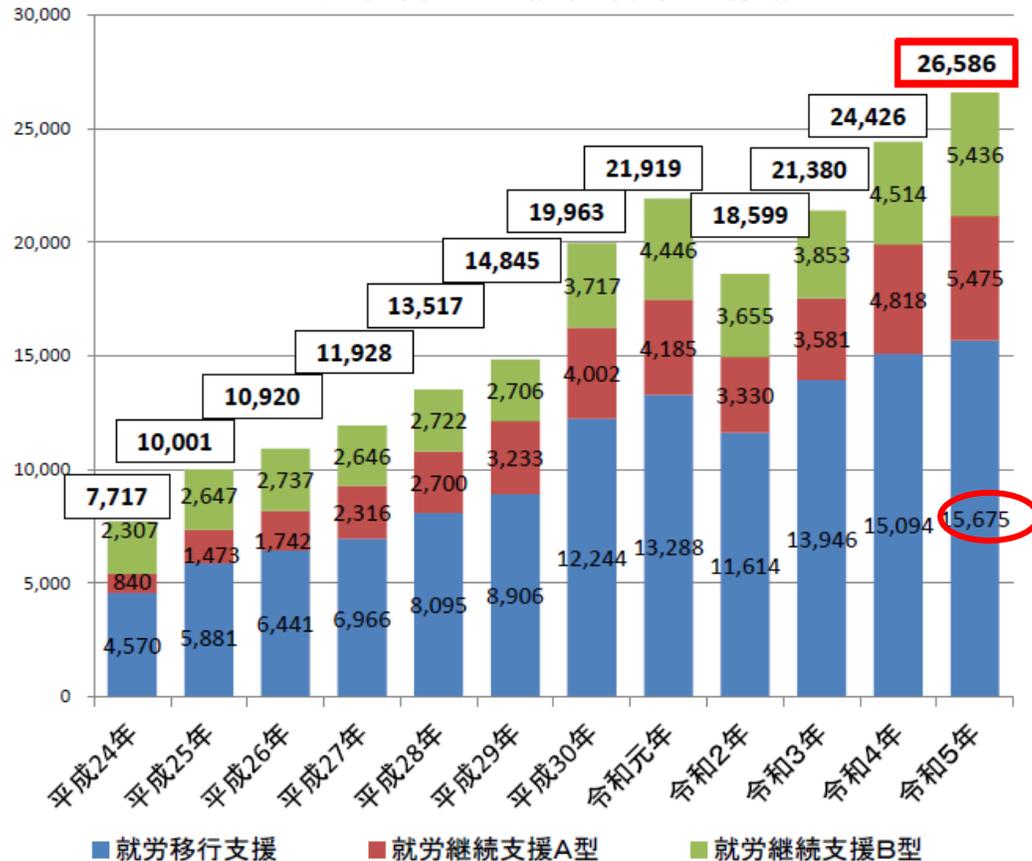
## 【訓練利用の上位】

就労移行支援	249	37.0%
職場実習	223	33.1%
委託訓練	70	11.4%

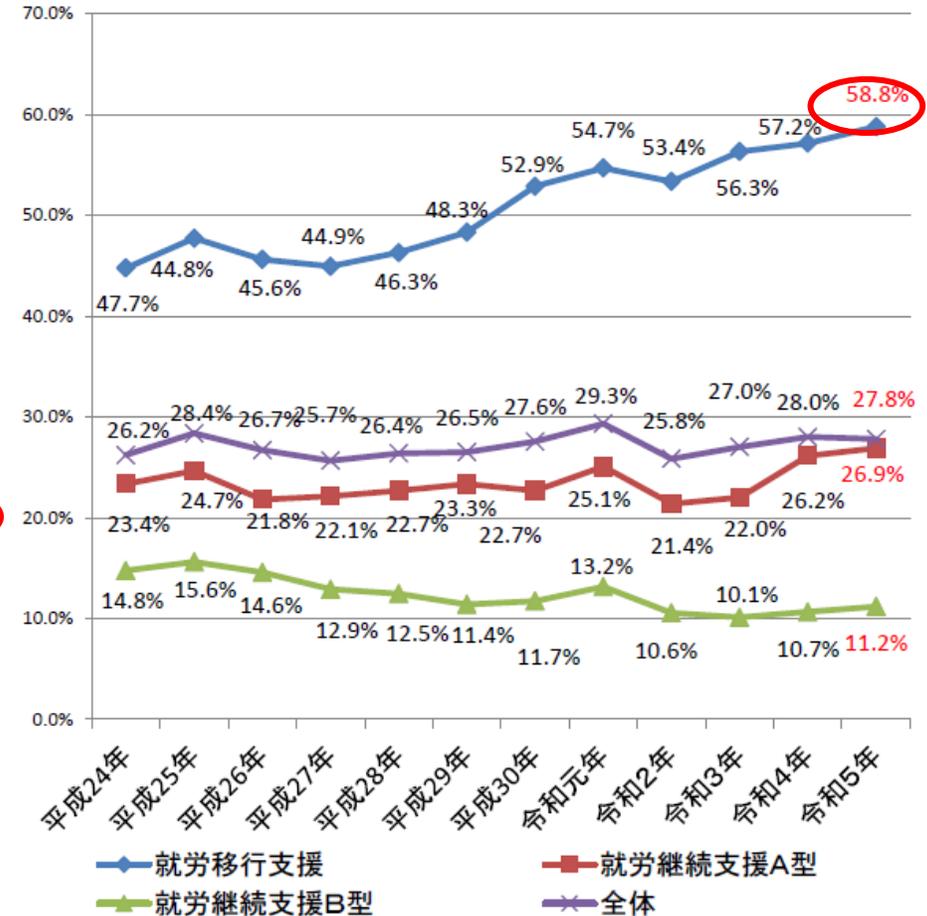
# 一般就労への移行者数・移行率の推移（事業種別）

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

# 障害者総合支援法における就労移行支援事業

就労移行支援事業は、障害者総合支援法に定められた「障害福祉サービス」です。

	就労移行支援事業(規則第6条の9)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、 ①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。
対象者	①企業等への就労を希望する者                      利用期間：2年（延長あり） ②雇用されている者で、一時的に支援を必要とする者 <b>【労働時間延長支援型(3～6月)】 【復職支援型(2年)】 【就労移行支援短時間支援型】</b> ※ 65歳以上の者も要件を満たせば利用可能
事業所数	2,852事業所（令和6年9月 国保連データ）
利用者数	37,819人（令和6年9月 国保連データ）

- 利用にあたっては、居住する市町村の障害福祉担当課に申請し、支給決定を受ける必要があります。
- 所得に応じて、利用料の自己負担分が生じる場合があります。

# 就労移行支援事業所の機能

- 1 ステップアップのための中間的環境
- 2 職業的適性等に関するアセスメント機能
- 3 障害のある人の自己理解を支援し、  
就労意欲を高める機能
- 4 適した職場を見つけ調整するマッチング機能
- 5 就職直後から長期の継続支援を含む  
フォローアップ機能

【出典】 「就労移行支援事業の充実強化に向けた先駆的事例研究 就労移行支援ガイドブック」

公益社団法人日本フィランソロピー協会

# 就労準備性ピラミッド

企業で身につけていくこと

## 1 職業適性

各企業で必要な知識・技能・適性

福祉事業所内で学ぶこと

## 2 基本的労働習慣

あいさつ、報告・連絡・相談、身だしなみ、規則の遵守、一定時間仕事に耐える体力

## 3 対人技能

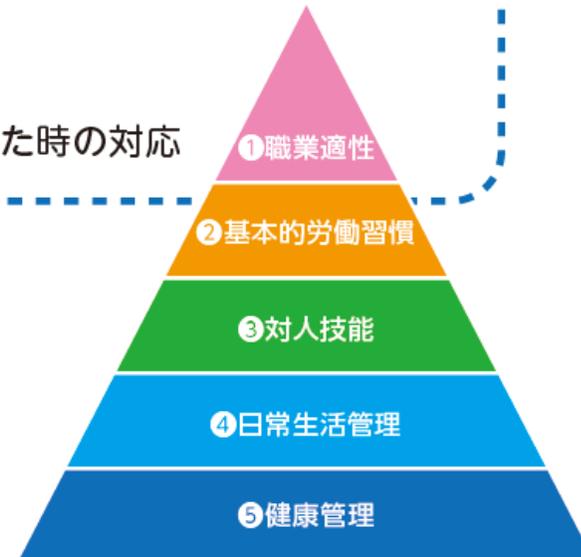
感情のコントロール、苦手な人へのあいさつ、注意された時の対応

## 4 日常生活管理

基本的な生活リズム、金銭管理、余暇の過ごし方、移動能力

## 5 健康管理

服薬管理、体調管理、栄養管理



【職業準備性ピラミッド】

# 就労支援のプロセス

相談

見学、相談、面談、  
ニーズ確認等

準備訓練  
アセスメント

施設内作業、座学、  
施設外作業

求職活動  
マッチング

面接同行、実習、  
企業アセスメント等

職場適応支援

企業訪問、面談等

職場定着支援

ナチュラールサポート、  
就労生活支援等

就労移行支援事業所

就職

他機関※

※他機関： 就労定着支援事業、市町村就労支援センター、  
障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター 等

# 就労移行支援事業プラスハートの支援

- ステップ1      安定して通うことに慣れる
- ステップ2      自分の強みに気づき、  
自己理解を深める
- ステップ3      働くために必要なスキルを習得する
- ステップ4      リアルな作業訓練で「働く自分」を  
イメージする
- ステップ5      充実した就活支援で内定を目指す



# 事業所のスケジュール

6月

2024年(令和6年)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4 (ヨガ) 作業	5 作業	6 (朝清掃) 作業	7 (朝学習) 作業	8
		就労講座 「身だしなみ」	作業	作業	作業	
9	10	11 (ヨガ) 作業	12 作業	13 (朝清掃) 作業	14 (朝学習) 作業	15
		IMR 「精神疾患1」	作業	作業	作業	
16	17	18 (ヨガ) 作業	19 作業	20 (朝清掃) 作業	21 (朝学習) 作業	22
		SST 「報告する」	作業	作業	作業	
23	24	25 (ヨガ) 作業	26 作業	27 (朝清掃) IMR 「精神疾患2」	28 (朝学習) 月間降返り	29
		作業	作業	作業	作業	

## 1日のスケジュール

9:30	自主活動 <ヨガ・清掃・動画視聴>
10:00	朝礼 作業訓練 または 講座
12:00	昼休憩
13:00	昼礼 作業訓練 または 講座
15:30	日報記入／終業

# 就労支援のプログラム

施設内作業



検査・評価

●WAISⅢ



施設外作業



●幕張版ワーク  
サンプル  
(MWS)

## 座学のテーマ

### 講座

『OG体験発表』

『スーツの着こなし』

『仕事とお金』

『障害者雇用とは』

SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）

『言いにくいことを伝える』

『上手な断り方』

IMR（病気の自己管理とリカバリー）

『リカバリー目標』

『薬を効果的に使う』

### 講座



# 振り返り・自己理解

## 振り返りシート

### プラスハート振り返りシート

令和 年 月 / 第 期

#### 今月の目標

※月間ふりかえりシートに掲げた目標を記入してください。

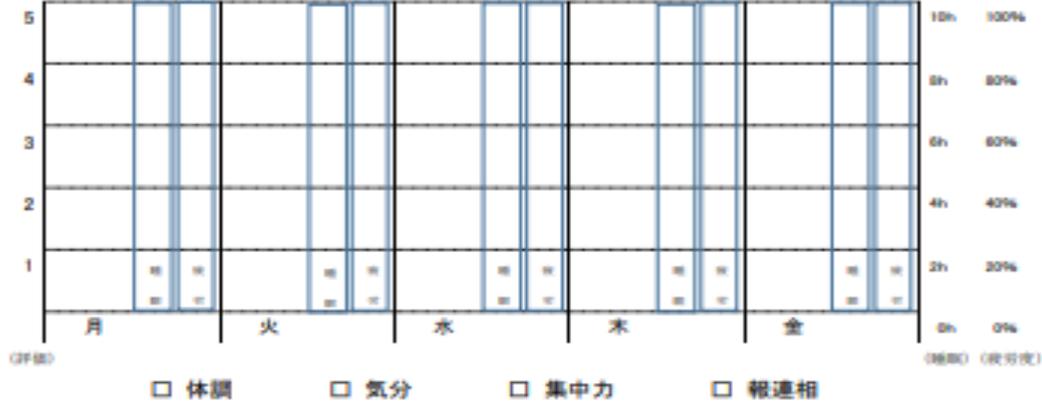
月 日 ( )	スケジュール		自己評価		今日の振り返り・感想
	時間	作業・プログラム・面接等	体調	(5・4・3・2)	
	AM	自主学习	気分	(5・4・3・2)	
	(9:30~9:5)	内容:	集中力	(5・4・3・2)	
	( : ~ : )		報連相	(5・4・3・2)	
	( : ~ : )		身だしなみ	(5・4・3・2)	
	( : ~ : )		仕事の態度	(5・4・3・2)	
	PM		実働時間	( ) 時間	
	( : ~ : )		睡眠時間	( ) 時間	
	( : ~ : )		疲労度	( ) %	
	( : ~ : )				
	( : ~ : )				

スケジュール		自己評価		今日の振り返り・感想
時間	作業・プログラム・面接等	体調	(5・4・3・2)	

#### <一週間のふりかえり>

記入日: 年 月 日 ( )

●日々の自己評価を、下のグラフに記入してください。



●グラフをみて、気づいたことはありましたか？ (原因や影響を受けたできごとなども具体的に！)

#### <参加率>

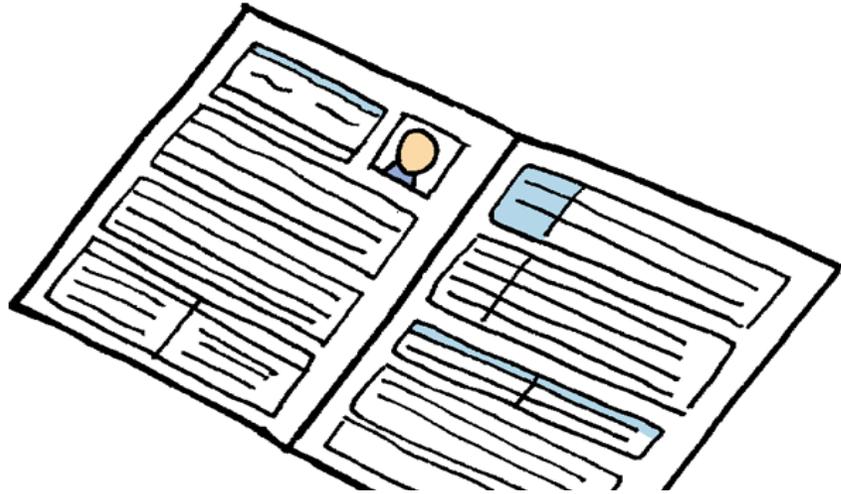
①: 実際の活動参加時間		②: 参加予定時間		① ÷ ② × 100
第1週	時間	(※月間の実際の活動時間の合計) 時間	(※月間の参加予定時間の合計) 時間	%
第2週	時間			
第3週	時間			
第4週	時間			
第5週	時間			

#### <月間ふりかえり>

※日報から自身の強みや傾向を整理しましょう

項目	今月がんばったこと・できていたこと		今後取り組むこと	優先順位
	できたこと	エピソード		
健康管理	(例)・服薬管理 ・体の健康 ・心の健康 (ストレス管理、対処) ・健康管理のための適切な相談	(例)・アラームセットすることで夜の服薬忘れがなくなった ・眠気が強かったので主治医に相談し、服薬調整を試みた。	(例)・頓服薬をどのタイミングで飲むと効果的か、試してみたい。	
日常生活管理	(例)・身だしなみ ・生活サイクル ・食生活 ・家事 (心地良い環境づくり)	(例)・爪が伸びたまま作業に入らないよう、毎日夜チェックした ・一日7時間の睡眠を維持できた	(例)・土日両方外出すると疲れてしまうと気付いたので、日曜は休むベースを作るようにしたい	
対人技能 仕事に必要な	(例)・あいさつ、言葉遣い ・報連相	(例)・仕上がり不安があったので報告して確認した	(例)・手が空いた時に自分から「今やることありますか」と周りの人に声をかけるようにしたい。	
モチベーション	(例)・目標への意識 ・作業の丁寧さ ・効率への工夫	(例)・数え間違いを防ぐために、二重チェックを徹底してみたらミスがなくなった。 ・やりやすい作業道具の配置を考えて、終礼時提案してみた。	(例)・疲れている時にミスが出やすいので、深呼吸して丁寧さを心がけて、ミスが減るか試してみたい。 ・講座を参考にして朝礼の間、姿勢を正して座る意識を持つてみる	

# 求職活動の支援



作成例②

プレナビゲーションブック  
(実習用 自己紹介書)

御中 (氏名: \_\_\_\_\_)

履歴書・  
ナビゲーション  
ブック作成

NEVR  
【資料10】

## 模擬面接



## 企業見学 実習



実習の目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕事で可能な体力、集中力を確認したい。</li><li>・職場での挨拶、立ち振る舞いなど、職場のマナーを確認したい。</li><li>・決められた作業方法を持続できるようにしたい。</li></ul>
セールス ポイント	○作業面 <ul style="list-style-type: none"><li>・ルールや基準がはっきりしている作業は、慣れると抜けがなくなる。</li><li>・ミスの傾向が理解できたら、そのための工夫ができる。</li><li>・見直しポイントがはっきりしているとポイントに沿った見直しができる。</li><li>・図や文章で視覚化したものの方が覚えやすい。</li></ul>
	○対人面 <ul style="list-style-type: none"><li>・基本的なマナー、挨拶などはできる。</li><li>・分からないところは質問できる。</li><li>・助言をきいて取り入れることができる。</li></ul>

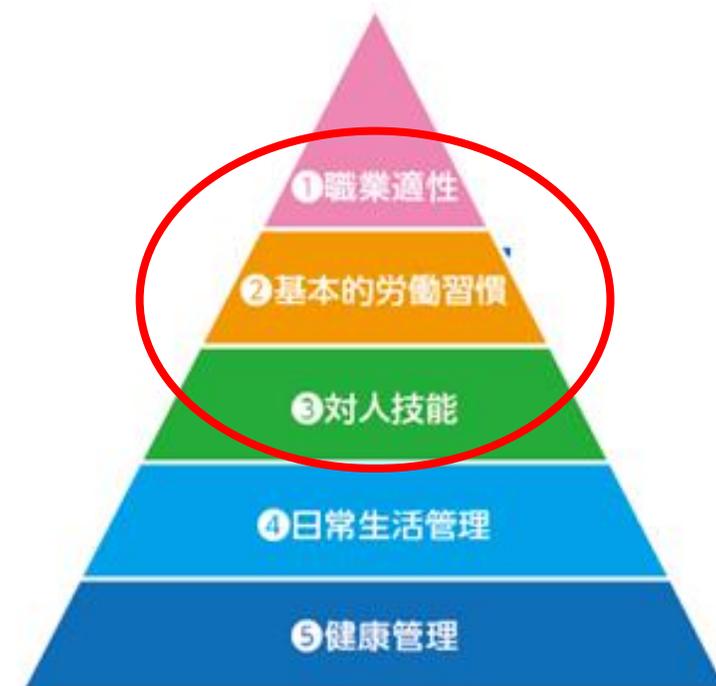
# 支援の事例①

Aさん 【精神 ・ 就労支援】

## <支援の概要>

## <活用した資源・連携した機関>

- ・ 障害者合同面接会・短期訓練・ジョブコーチ
- ・ 計画相談支援事業所、デイケア、ハローワーク、  
K市障害者就労支援センター、K市障害者生活支援センター、  
県障害者雇用総合サポート支援センター、実習先事業所



# 支援の事例②

Bさん 【精神 ・ 就労支援】

<支援の概要>

<活用した資源・連携した機関>

- ・ 障害者委託訓練、合同面接会
- ・ 医療機関、J市障害者就労支援センター、ハローワーク、委託訓練先事業所、実習先事業所



# 支援の事例③

Cさん

【精神 ・ 復職支援】

<支援の概要>

<活用した資源・連携した機関>

・ 就労先事業所、医療機関



# 支援の事例④

Dさん

【精神 ・ 生活支援】

<支援の概要>

<活用した資源・連携した機関>

- ・ 職場体験実習
- ・ 計画相談事業所、L市障害者就労支援センター、グループホーム、就労継続支援B型事業所、実習先事業所

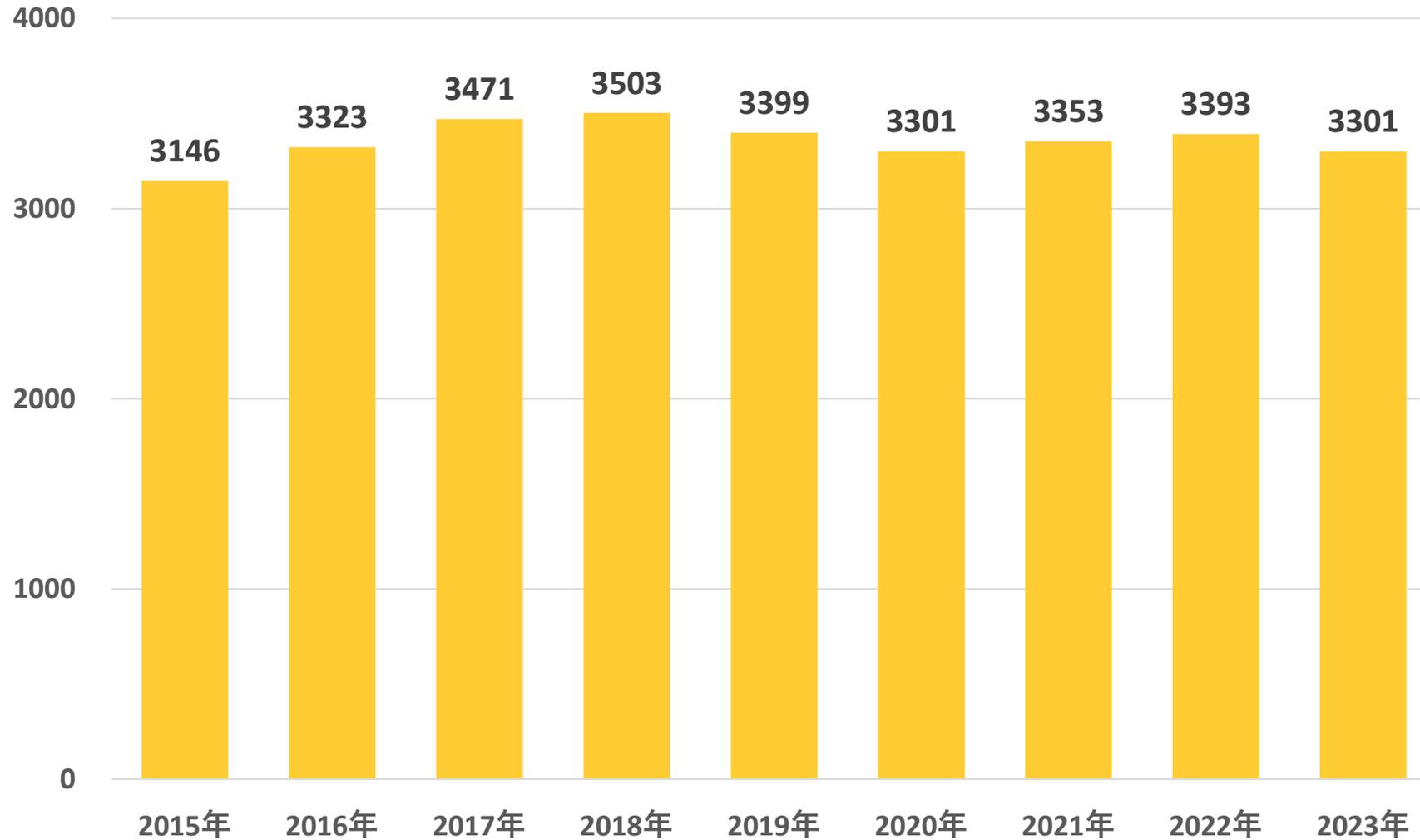


# 就労移行支援事業の課題

- 地方の就労移行支援事業所数が減少し、就労機会が減少する可能性
- 精神障害・発達障害者を対象とした事業所は多く、選択肢が多いが、知的、身体障害者等は、事業所の選択肢が限られる可能性
- 利用者確保が順調な事業所とそうではない事業所と、採算性や人員配置等の問題からサービスの質に差が生じる可能性
- 利用者層の変化に伴い、利用者ニーズの多様化に合わせたアセスメント精度の向上、プログラムや支援内容の拡充
- 就労選択支援事業への取組

等

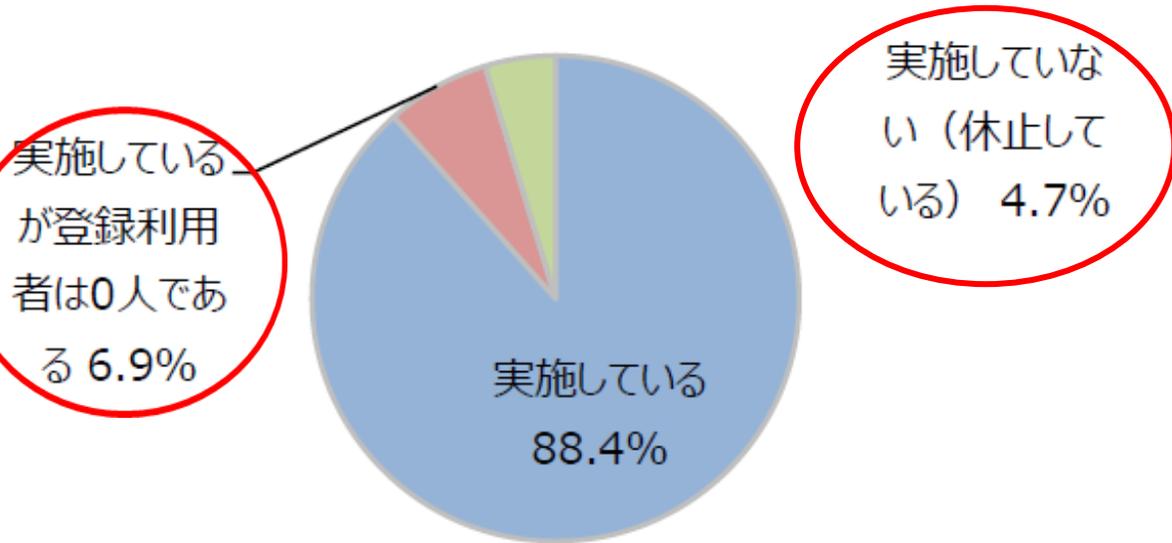
# 就労移行支援事業所数の推移



「令和5年社会福祉施設等調査」より作成

# 就労移行支援事業の実施状況

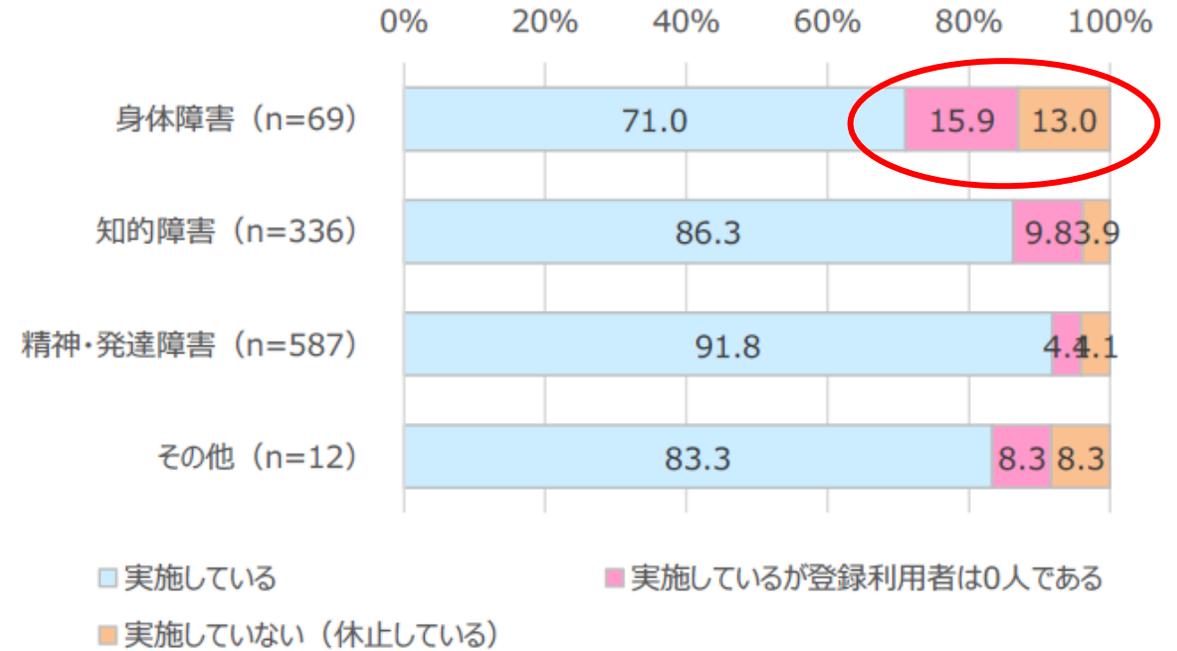
図表3-18 就労移行支援事業の実施状況 (n=1004)



### 【休止・廃止理由】

- 利用者が確保できない (62.2%)
- 就労支援の実績を作ることが難しい (33.2%)
- 採算がとれない (33.2%)
- 職員配置が難しい (23.9%)

図表3-20 主な障害種別の就労移行支援事業実施状況 (n=1004)



### 【休止・廃止事業所の障害種別】

- 身体障害の登録者数0 (15.9%)
- 休止中 (13.0%) が特に高い

# 就労選択支援

## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定  
(一部改定)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

### 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

### 基本報酬の設定等

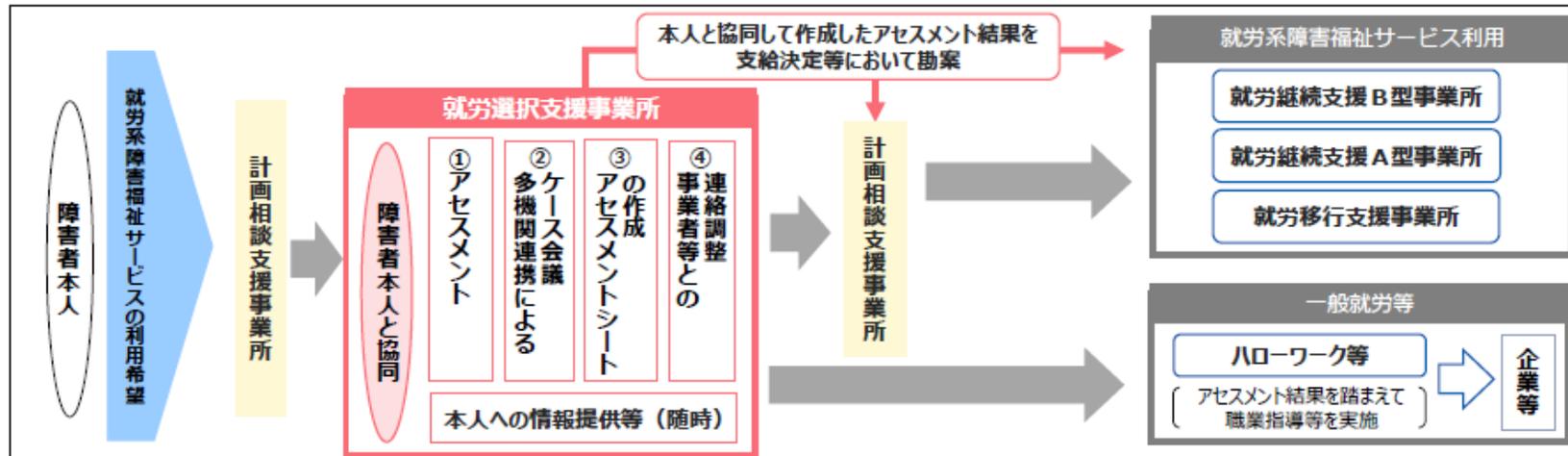
- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
  - 特定事業所集中減算 200単位/日
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

### 支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

### 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定  
(一部改定)

### 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

### 従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
    - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
    - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

（注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



### 特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

# 参考文献・引用文献

「障害者の就業状況等に関する調査研究」 高齢・障害・求職者雇用支援機構（2017年4月）

「就労移行支援事業の充実強化に向けた先駆的事例研究 就労移行支援ガイドブック」  
公益社団法人日本フィランソロピー協会（平成24年3月）

「地域における就労移行支援及び就労定着支援の動向及び就労定着に係る支援の実態把握に関する  
調査研究 調査報告書」 株式会社FVP（令和5年3月）

「一般就労への移行に向けたニーズ等の変化に対応した取組に関する調査研究 調査報告書」  
株式会社FVP（令和6年3月）

「就労支援者のための支援力向上ガイド～「企業で働きたい」を実現するために～」  
岡山障害者就業・生活支援センター